

○ 大学設置分科会運営規則

平成十八年四月二十五日
大学設置・学校法人審議会
大学設置分科会決定
令和二年四月八日一部改正

(総則)

第一条 大学設置分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、大学設置・学校法人審議会令（昭和六十二年政令第三百二号）及び大学設置・学校法人審議会運営規則（平成十三年二月二十日大学設置・学校法人審議会長決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(審査会及び特別審査会)

第二条 分科会に、分科会長の定めるところにより、数個の審査会を置く。

2 審査会は、分科会の所掌事務のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。）の申請の審査に関する事項を処理する。

3 審査会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

4 審査会に、主査を置き、当該審査会に属する委員及び特別委員のうちから分科会長が指名する。ただし、分科会長は、必要があると認める場合は、当該審査会に属する専門委員のうちから指名することができる。

5 主査は、当該審査会の事務を掌理する。

6 主査に事故があるときは、当該審査会に属する委員及び特別委員のうちから主査のあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。ただし、主査は、必要があると認める場合は、当該審査会に属する専門委員のうちからあらかじめ指名することができる。

7 審査会の会議は、分科会長が招集し、主査が議長となる。

8 主査は、当該審査会における審議の経過及び結果を分科会及び運営委員会に報告するものとする。

9 審査会の審議事項のうち特別の事項を審査する必要があるときは、分科会に、分科会長の定めるところにより、特別審査会を置くことができる。

10 第三項から第八項までの規定は、特別審査会について準用する。

(専門委員会及び特別専門委員会)

第三条 分科会に、専門の事項を審査させるため、分科会長の定めるところにより、専攻分野に従い数個の専門委員会を置く。

2 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

3 専門委員会に、主査を置き、当該専門委員会に属する委員、特別委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。

4 主査は、当該専門委員会の事務を掌理する。

5 主査に事故があるときは、当該専門委員会に属する委員、特別委員及び専門委員のうちから主査のあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 専門委員会の会議は、分科会長が招集し、主査が議長となる。

7 主査は、当該専門委員会における審査の結果を審査会又は特別審査会に報告するものとする。

8 専門委員会の審議事項のうち特別の事項を審査する必要があるときは、分科会に、分科会長の定めるところにより、特別専門委員会を置くことができる。

9 第二項から第七項までの規定は、特別専門委員会について準用する。

(運営委員会)

第四条 分科会に、分科会の議案を整理し、審査会相互間の調整を図り、及び分科会から特に付託された事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 分科会長及び分科会長の職務を代理する者のほか、運営委員会に属すべき委員及び特別委員は、分科会長が指名する。

3 分科会長は、運営委員会の事務を掌理する。

4 運営委員会の会議は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

5 分科会長は、運営委員会における審議の経過及び結果を分科会に報告するものとする。

第五条 運営委員会に、特定の事項を審議するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

3 小委員会に、主査を置き、当該小委員会に属する委員及び特別委員のうちから分科会長が指名する。ただし、分科会長は、必要があると認める場合は、当該小委員会に属する専門委員のうちから指名することができる。

4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。

5 主査に事故があるときは、当該小委員会に属する委員及び特別委員のうちから主査のあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。ただし、主査は、必要があると認める場合は、当該小委員会に属する専門委員のうちから指名することができる。

- 6 小委員会の会議は、分科会長が招集し、主査が議長となる。
- 7 主査は、当該小委員会における審議の経過及び結果を運営委員会に報告するものとする。

(設置計画履行状況等調査委員会)

第五条の二 分科会に、次に掲げる事項の調査、審議又は指導及び助言等をさせるため、設置計画履行状況等調査委員会(以下この条及び第七条第三項において「調査委員会」という。)を置く。

- 一 大学設置・学校法人審議会令(昭和六十二年政令第三百二号)第五条第二号の規定により大学設置分科会の所掌事務とされたものうち大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第十四条に定める設置認可及び届出後の設置計画及び留意事項等の履行状況についての調査等

二 学校教育法第九十五条に基づき、同法第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は第一項の規定による勧告に関し、文部科学大臣が大学設置・学校法人審議会に諮問した事項に関する必要な調査等

- 三 前二号に規定する調査等の改善方策に係る審議
- 四 設置認可及び届出後の質保証に係る審議

2 調査委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

3 調査委員会に、主査を置き、当該調査委員会に属する委員及び特別委員のうちから分科会長が指名する。

4 主査は、当該調査委員会の事務を掌理する。

5 主査に事故があるときは、当該調査委員会に属する委員及び特別委員のうちから主査のあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 調査委員会の会議は、分科会長が招集し、主査が議長となる。

7 主査は、調査委員会における審議の経過及び結果を分科会に報告するものとする。

8 調査委員会は、必要に応じて、その調査審議事項の一部を付託する等他の審査会等との連携を図ることとする。

9 調査委員会は、第一項第一号及び第二号に規定する調査等の実施に当たって、必要に応じて、他の委員、特別委員、専門委員及び大学設置分科会長が委嘱する調査協力者の協力を得ることができる。

(議事)

第六条 分科会の会議の議事の採決は、挙手又は投票によって行う。

2 第二条から前条までに規定する組織は、当該組織に属する構成員の過半数が出席

しなければ、会議を開き、決議することができない。

3 第二条から前条までに規定する組織の議事は、当該組織に属する構成員で会議に出席したものの過半数で決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第七条 この規定に定めるもののほか、分科会、審査会及び特別審査会並びに運営委員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

2 専門委員会及び特別専門委員会の運営に関し必要な事項は、当該専門委員会又は特別専門委員会の主査が定める。

3 調査委員会の議事の手続その他運営に必要な事項は、調査委員会の決定に基づいて、分科会長が分科会に諮って定める。

附則

1 この規則は、平成十八年四月二十五日から施行する。

2 大学設置分科会運営規則(平成十三年二月二十日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十五年三月二十二日から施行する。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成二十七年一月二十六日から施行する。

附則

この規則は、平成三十年十月二十四日から施行する。

附則

この規則は、令和二年四月八日から施行する。